

## 松山市障がい児相談窓口愛称募集要項

### 1 募集の目的

令和4年4月に新たに設置する障がい児相談窓口（以下「新窓口」という。）の愛称を募集し、広く市民に新窓口を知ってもらうとともに、親しまれ、気軽に利用していただける環境づくりの一環として、愛称を募集する。

なお、採用された愛称は、新窓口の案内看板、パンフレット等の印刷物などに広く活用する。

### 2 新窓口の概要

#### (1) 新窓口の名称

障がい児相談窓口

#### (2) 新窓口が担う機能（予定）

- ①新窓口は、これまで相談につながってこなかった発達障がい、知的障がいなど様々な障がいがある子どもや発達に特性がある子どもの相談支援を行うことにより、未支援のまま成長し、うつ病、社会生活への不適応、引きこもりなどの二次障がいに至ってしまう方を減らすことを目指し設置する。
- ②子どもの障がいについては、早期に発見し、切れ目なく支援することが重要であることを考慮し、新窓口では子どもに障がいがあるのかどうかといった相談から、子どもの障がいの特性に応じた対応方法や各種申請に関する助言、障害児通所支援等（児童発達支援、放課後等デイサービス等をいう。）のサービスの調整まで、障がいの種別を問わず、幅広く対応する。
- ③教育、保育、虐待その他の子どもを取り巻く多様な問題については、既存の相談窓口と連携又は適切に引継ぎを行うことにより対応する。
- ④相談の対象となる方は、概ね18歳までの発達障がい、知的障がいなど様々な障がいや発達に特性がある子ども、その保護者、支援者など。ただし、15歳から18歳までの方で、本人が障がい者と同様の障害福祉サービスを利用しているなどの場合には、既存の障がい者地域相談支援センター等に適切に引き継ぐことにより、継続的な相談支援を提供できるよう努めるものとする。

#### (3) 窓口の設置場所

松山市ハーモニープラザ3階（松山市若草町8-3）

#### (4) 同じ建物内の他の施設

松山市中央児童センター

松山市シルバー人材センター  
松山市社会福祉事業団事務所

### 3 募集期間

令和3年12月24日（金）から令和4年1月28日（金）17時00分まで  
※郵送による応募については、令和4年1月28日（金）消印有効

### 4 応募資格

松山市内に在住、通勤若しくは通学している人又は松山市内で活動している団体

### 5 愛称の要件

- (1) 簡潔明瞭で覚えやすく親しみやすいものであること。
- (2) 新窓口の機能等を踏まえたものであること。
- (3) 応募する愛称は、自作、未発表のもので、第三者の著作権及び商標権を侵害しないこと。
- (4) 公序良俗に反するもの、誹謗中傷を含むものでないこと。

### 6 応募方法

専用の応募用紙、ハガキ、その他任意の用紙等に、次の①から⑤までの事項を記載の上、郵送、FAX、メール又は直接提出する。

- ①愛称（ふりがな）及びその理由
- ②住所
- ③氏名（ふりがな）
- ④電話番号
- ⑤年齢

応募先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 別館1階

松山市役所 障がい福祉課 社会参加担当

FAX：089-932-7553

メール：[shougai-tyousa@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:shougai-tyousa@city.matsuyama.ehime.jp)

### 7 選考と発表

愛称選考委員会を設置し、「5 愛称の要件」を主な選考基準とし、同委員会による審査を経て、市長が決定する。

決定した愛称は市ホームページで発表する。

## 8 表彰

採用された方には、表彰状を贈呈する。

## 9 その他

- (1) 採用された愛称の著作権、商標権その他一切の権利は、松山市に帰属するものとする。  
また、その愛称に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- (2) 応募された愛称について、著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任により対応するものとする。
- (3) 応募された愛称に、補策（加筆・修正）を行った上で、採用する場合がある。
- (4) 募集の規定に違反したものは、審査の対象としない。後日違反が判明した場合には、決定を取り消すことがある。
- (5) 愛称を応募したことをもって、上記の（1）～（4）の記載事項に同意したものとみなす。
- (6) 1人又は1団体、何点でも応募可能とする。ただし、応募用紙1枚につき、1案（メールは1通につき1案）を申し込むことができることとする。
- (7) 応募者の氏名、住所等の個人情報については、愛称選定以外の目的には一切使用しない。

## 10 応募先・お問合せ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 別館1階

松山市役所 障がい福祉課 社会参加担当

TEL：089-948-6353

FAX：089-932-7553

メール：[shougai-tyousa@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:shougai-tyousa@city.matsuyama.ehime.jp)